



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○災害救助法施行細則の一部を改正する規則	福 祉 保 健 課
◎ 告 示	
・生活保護法に基づく指定医療機関の指定	福 祉 保 健 課
・生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	//
・漁船損害等補償法に基づく付保義務発生（2件）	漁 業 振 興 課
・保安林の指定の予定（2件）	林 政 課
・道路の区域変更	道 路 維 持 課
・道路の供用開始	//
◎ 公 告	
・大規模小売店舗の変更事項届出（5件）	経 営 支 援 課
・測量の実施（2件）	建 設 企 画 課
・測量の終了	//
・都市計画の図書の縦覧（2件）	都 市 政 策 課
◎ 交通局公告	
・落札者等（2件）	総 務 課

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月12日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第43号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和35年長崎県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
別表第1（第2条関係） 災害救助法による救助の程度、方法及び期間 1 避難所及び応急仮設住宅の供与 （1）避難所 ア及びイ 略 ウ 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は	別表第1（第2条関係） 災害救助法による救助の程度、方法及び期間 1 避難所及び応急仮設住宅の供与 （1）避難所 ア及びイ 略 ウ 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は

購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として、1人1日当たり360円以内とする。

エ 福祉避難所（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させるものであって、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第20条の6第1号から第5号までに定める基準に適合する避難所をいう。）を設置した場合は、ウの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。

オ及びカ 略

(2) 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに建設し、供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。

ア 建設型応急住宅

(ア) 略

(イ) 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、7,089,000円以内とする。

(ウ) 略

(エ) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置することができる。

(オ)～(キ) 略

イ 略

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア及びイ 略

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出できる費用は、主食、副食、燃料等の経費として1人1日当たり1,390円以内とする。

エ 略

(2) 略

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1)及び(2) 略

(3) 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額以内とする。この場合においては、季別は、夏季（4月から9月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季（10月から3月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生の日をもって決定する。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上
季別	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	1人を増すごとに加算する額

購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として、1人1日当たり350円以内とする。

エ 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ウの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。

オ及びカ 略

(2) 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに建設し、供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。

ア 建設型応急住宅

(ア) 略

(イ) 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、6,883,000円以内とする。

(ウ) 略

(エ) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置することができる。

(オ)～(キ) 略

イ 略

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア及びイ 略

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出できる費用は、主食、副食、燃料等の経費として1人1日当たり1,330円以内とする。

エ 略

(2) 略

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1)及び(2) 略

(3) 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額以内とする。この場合においては、季別は、夏季（4月から9月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季（10月から3月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生の日をもって決定する。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上
季別	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	1人を増すごとに加算する額

夏季	20,300円	26,100円	38,700円	46,200円	58,500円	8,500円
冬季	33,700円	43,500円	60,600円	70,900円	89,300円	12,300円

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯 季別	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人を増 すごとに 加算する 額
夏季	6,700円	8,900円	13,400円	16,300円	20,500円	2,900円
冬季	10,700円	14,000円	19,900円	23,600円	29,800円	3,900円

(4) 略

4及び5 略

6 福祉サービスの提供

(1) 福祉サービスの提供は、災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者（以下「災害時要配慮者」という。）に対して、応急的に処置するものとする。

(2) 福祉サービスの提供は、知事又は災害発生市町村等（法第11条に規定する「災害発生市町村等」をいう。）の長からの要請を受けて行うものとする。

(3) 福祉サービスの提供は、次の範囲内において行う。

ア 災害時要配慮者に関する情報の把握

イ 災害時要配慮者からの相談対応

ウ 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援

エ 災害時要配慮者の避難所への誘導

オ 福祉避難所の設置（法第2条第2項に基づき設置する場合を除く。）

(4) 福祉サービスの提供のため支出できる費用は、(3)アからエまでの場合は消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費として当該地域における通常の実費とし、(3)オの場合は消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費とする。

(5) 福祉サービスの提供を実施することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

7 被災した住宅の応急修理

(1) 住家の被害の拡大を防止するための救急の修理

ア 略

イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり53,900円以内とする。

ウ 略

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

ア 略

イ 被災した住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

（ア）(イ)に掲げる世帯以外の世帯 739,000円

（イ）半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円

ウ 略

夏季	19,800円	25,400円	37,700円	45,000円	57,000円	8,300円
冬季	32,800円	42,400円	59,000円	69,000円	87,000円	12,000円

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯 季別	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人を増 すごとに 加算する 額
夏季	6,500円	8,700円	13,000円	15,900円	20,000円	2,800円
冬季	10,400円	13,600円	19,400円	23,000円	29,000円	3,800円

(4) 略

4及び5 略

6 被災した住宅の応急修理

(1) 住家の被害の拡大を防止するための救急の修理

ア 略

イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり51,500円以内とする。

ウ 略

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

ア 略

イ 被災した住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

（ア）(イ)に掲げる世帯以外の世帯 717,000円

（イ）半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 348,000円

ウ 略

8 正業に必要な資金の貸与

9 学用品の給与

(1)及び(2) 略

(3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。

ア 略

イ 文房具費及び通学用品費

(ア) 小学校児童 1人当たり 5,500円(イ) 中学校生徒 1人当たり 5,800円(ウ) 高等学校等生徒 1人当たり 6,300円

(4) 略

10 死体の搜索

11 死体の処理

(1)～(3) 略

(4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,700円以内の額とする。イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,900円以内とする。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。

ウ 略

(5) 略

12 埋葬

(1)及び(2) 略

(3) 埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり大人232,200円以内、小人185,700円以内とする。

(4) 略

13 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(1) 略

(2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が143,900円以内とする。

(3) 略

14 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

(1) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。

ア～ウ 略

エ 福祉サービスの提供

オ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

カ 死体の搜索

キ 死体の処理

ク 救済用物資の整理配分

(2)及び(3) 略

別表第2（第8条関係）

災害救助法による実費弁償の程度

1 令第4条第1号から第5号までに規定する者

(1) 日当

7 正業に必要な資金の貸与

8 学用品の給与

(1)及び(2) 略

(3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。

ア 略

イ 文房具費及び通学用品費

(ア) 小学校児童 1人当たり 5,200円(イ) 中学校生徒 1人当たり 5,500円(ウ) 高等学校等生徒 1人当たり 6,000円

(4) 略

9 死体の搜索

10 死体の処理

(1)～(3) 略

(4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,600円以内の額とする。イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,700円以内とする。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。

ウ 略

(5) 略

11 埋葬

(1)及び(2) 略

(3) 埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり大人226,100円以内、小人180,800円以内とする。

(4) 略

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(1) 略

(2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が140,000円以内とする。

(3) 略

13 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

(1) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。

ア～ウ 略

エ 飲料水の供給

オ 死体の搜索

カ 死体の処理

キ 救済用物資の整理配分

(2)及び(3) 略

別表第2（第8条関係）

災害救助法による実費弁償の程度

1 令第4条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

<p>ア 略</p> <p>イ 薬剤師、栄養士、管理栄養士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、臨床検査技師、臨床工学技師、言語聴覚士、歯科衛生士及び歯科技工士 1人1日 15,600円以内</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援に従事する者として規則第4条の2に規定する者、土木技術者及び建築技術者 1人1日 14,000円以内</p> <p>オ 略</p> <p>カ 大工 1人1日 28,300円以内</p> <p>キ 左官 1人1日 28,100円以内</p> <p>ク とび工 1人1日 26,500円以内</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2 令第4条第6号から第11号までに規定する業者及びその従業者に対する実費の弁償は、この地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とする。</p> <p>3 法第8条第4項の実費弁償は、救助の種類ごとに、別表第1に定めるところにより行うこととする。</p>	<p>ア 略</p> <p>イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日 15,600円以内</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 土木技術者及び建築技術者 1人1日 14,000円以内</p> <p>オ 略</p> <p>カ 大工 1人1日 25,700円以内</p> <p>キ 左官 1人1日 26,100円以内</p> <p>ク とび工 1人1日 25,300円以内</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2 令第4条第5号から第10号までに規定する業者及びその従業者に対する実費の弁償は、この地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とする。</p>
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

長崎県告示第456号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関として次のとおり指定した。

令和7年9月12日

長崎県知事 大石 賢吾

(指 定)

医療機関名	開設者	所在地	指定年月日	有効期間
あおい歯科	横田 亮輔	長崎県島原市南安徳町丁4455	令和7年4月1日	令和13年3月31日
ますだ小児科内科医院	医療法人 みどり会 理事長 増田憲治	長崎県諫早市多良見町シーサイド20-135	令和7年4月1日	令和13年3月31日
ヒカリデンタルクリニック	原 美和子	長崎県諫早市天満町3番8号	令和7年4月1日	令和13年3月31日
くしま記念クリニック	医療法人 十慶会 理事長 野島 富美子	長崎県大村市玖島2丁目338-21	令和7年4月1日	令和13年3月31日
岡歯科医院	岡 信之	長崎県大村市東三城町195-3	令和7年4月1日	令和13年3月31日

おうぎ歯科医院	扇 和洋	長崎県対馬市上対馬町比田勝575-5	令和7年4月1日	令和13年3月31日
米山歯科医院	米山 須弥也	長崎県五島市三井楽町濱ノ畔1233	令和7年4月1日	令和13年3月31日
愛野歯科口腔外科クリニック	医療法人 秀愛会 理事長 池田 秀吉	長崎県雲仙市愛野町乙5570-1	令和7年4月1日	令和13年3月31日
医療法人 カナザワ内科クリニック	医療法人 カナザワ内科クリニック 理事長 金澤 一	長崎県東彼杵郡川棚町下組郷391-2	令和7年4月1日	令和13年3月31日
いわぬま歯科医院	岩沼 健児	長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷615	令和7年4月25日	令和13年4月24日
波佐見たけべた薬局	株式会社たけべた薬局 代表取締役 永田 紳二	長崎県東彼杵郡波佐見町岳辺田郷141-4	令和7年4月1日	令和13年3月31日
ふくだ歯科医院	医療法人 ふくだ歯科医院 理事長 福田 英喜	長崎県北松浦郡佐々町本田原免85番地1	令和7年4月1日	令和13年3月31日
かわむら歯科医院	医療法人 かわむら歯科医院 理事長 迎 文彦	長崎県北松浦郡佐々町羽須和免795番地1	令和7年4月1日	令和13年3月31日
訪問看護ステーションデューン諫早	株式会社 N・フィールド 代表取締役 郷田 泰宏	長崎県諫早市八坂町4-25KRP八坂ビル401	令和7年6月1日	令和13年5月31日
訪問看護ステーション結絆	合同会社 侑志会 代表社員 山口 悦史	長崎県諫早市山川町1-4-4 西諫早地区センター2号店舗	令和7年4月1日	令和13年3月31日
松浦市立青島診療所	松浦市長 友田 吉泰	長崎県松浦市星鹿町青島免651番地	令和6年6月1日	令和12年5月31日

長崎県告示第457号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和7年9月12日

長崎県知事 大石 賢吾

（廃 止）

医療機関名	開設者	所在地	廃止年月日
松浦市立青島診療所	松浦市長 友田 吉泰	長崎県松浦市星鹿町青島免651番地	令和6年1月1日
田口歯科医院	田口 一夫	長崎県雲仙市愛野町乙307	令和7年2月25日
こうの薬局	有限会社 河野薬局 代表取締役 河野 孝通	長崎県東彼杵郡川棚町下組郷381-1	令和7年2月28日

長崎県告示第458号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和7年9月12日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

長崎市矢上加入区

長崎県告示第459号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和7年9月12日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

峰町西部加入区

長崎県告示第460号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和7年9月12日

長崎県知事 大石 賢吾

1 保安林予定森林の所在場所

五島市富江町長峰字大山3241、3242、3244、3268の3、3281、3288、3301の1、3302、字笠山3368の3、3368の4、3368の10、3400の1、字南川内3402、3404

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大山3244・3268の3・3281・3288（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び五島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第461号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和7年9月12日

長崎県知事 大石 賢吾

1 保安林予定森林の所在場所

北松浦郡小値賀町納島郷字廣浦1の5、8、41の1、42、字田手ノ浦153の1、153の2、154、156の1、157、159の1、159の2、160、161、163、167の1、167の2、169の5、170の2、183の2、184の4、187の5、192の2、195の1、196の1、196の2、203の2、203の5、203の6、字池ノ浦263の2、263の5、264の3、271の1、272の1、273、274、286の1、286の3、287の2、288の2、字與石331の3、331の4、332、332の1、333の1、字大曾根338の1、340の2、373の1、373の2、374の1、375の2、376の2、377の1、378、381の1、382の1、383の3、386の2、字針木536から538まで、540から542まで、543の1、546、548、550の1、550の2、556の1、559の1、559の2、560、561の1、561の2、562の1、564の1、566の1、566の2、568、571の1、572の1、582の4、582の5、字大川原613の1、613の2、614の1、615の1、616の1、617の2、634の1、640、644の1、644の2、645の4、649の1、649の2、651の1、651の2、656の2、656の4、658、字縄キリ660の1、661の1、661の2、662、668、669の1、669の2、671、673、676の1、676の2、677の1、678の2、680の1、680の2、682の1、682の2、683の2、686、689、690の2、694の1、695の1、字大畑ヶ697、697の1、716、717の1、718の1、727の4、729の2、730、731の1、前方郷字里ノ前2350

2 指定の目的

風害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び小値賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第462号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年9月12日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道

路線名 塩田波佐見線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
東彼杵郡波佐見町小樽郷字仏坂155番1地先から 東彼杵郡波佐見町小樽郷字コフケ655番5地先まで	前	8.3~16.6	1633.8	
	後	10.8~30.1	1633.8	

長崎県告示第463号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年9月12日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 有喜本諫早停車場線	諫早市松里町313番1地先から 諫早市松里町313番1地先まで	令和7年9月12日

公 告

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和7年9月12日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
させぼ五番街
長崎県佐世保市新港町2番7 ほか
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社エレナホールディングス
代表取締役 中村 國昭
長崎県佐世保市大塔町8番地2
- (3) 変更した事項
①大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
②大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
- (4) 変更の年月日
令和7年3月3日 ほか

2 届出年月日

令和7年8月15日

3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
- (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課、佐世保市経済部商工労働課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和7年9月12日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
大野モール
長崎県佐世保市瀬戸越4丁目400番 ほか25筆
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社エレナホールディングス
代表取締役 中村 國昭
長崎県佐世保市大塔町8番地2
- (3) 変更した事項
①大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
②大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
- (4) 変更の年月日
令和7年3月3日 ほか

2 届出年月日

令和7年8月15日

3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課、佐世保市経済部商工労働課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和7年9月12日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

エレナ矢上店

長崎県長崎市矢上町22番2 ほか1筆

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社エレナホールディングス 代表取締役 中村 國昭

長崎県佐世保市大塔町8番地2

(3) 変更した事項

①大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

②大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(4) 変更の年月日

令和7年3月3日 ほか

2 届出年月日

令和7年8月15日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、長崎市経済産業部商業振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和7年9月12日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

エレナ三和店

長崎県長崎市布巻町字瓜生川997番1 ほか

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社エレナホールディングス 代表取締役 中村 國昭

長崎県佐世保市大塔町8番地2

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(4) 変更の年月日

令和7年3月3日

2 届出年月日

令和7年8月15日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、長崎市経済産業部商業振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和7年9月12日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

なかよし村有喜店

長崎県諫早市松里町37番1 ほか9筆

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社エレナホールディングス 代表取締役 中村 國昭

長崎県佐世保市大塔町8番地2

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(4) 変更の年月日

令和7年3月3日

2 届出年月日

令和7年8月15日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、諫早市経済交流部商工観光課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎県県央振興局長から公共測量（用地測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和7年9月12日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
諫早市正久寺町	令和7年9月11日から 令和8年10月31日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎県五島振興局長から公共測量（地図情報レベル1000空中写真測量、写真地図作成）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和7年9月12日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
五島市上大津町ほか（福江空港周辺）	令和7年9月17日から 令和8年3月13日まで

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、長崎県五島振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和7年9月12日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
五島市増田町	令和7年9月3日

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年9月12日

長崎県知事 大石 賢吾

- 都市計画の種類及び名称
長崎都市計画地区計画（南諫早産業団地地区計画）（諫早市決定）
- 縦覧場所
長崎県土木部都市政策課及び長崎県県央振興局

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年9月12日

長崎県知事 大石 賢吾

- 都市計画の種類及び名称
長崎都市計画地区計画（諫早平山産業団地地区計画）（諫早市決定）

- 2 縦覧場所
長崎県土木部都市政策課及び長崎県県央振興局

交 通 局 公 告

落札者等（長崎地区）（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和7年9月12日

長崎県交通局長 太田 彰幸

- 1 購入品目及び予定数量
軽油 776キロリットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）
（住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1
（電話）095-822-5141
- 3 調達方法 購入等
- 4 契約方式 一般競争入札
- 5 落札決定日 令和7年8月22日
- 6 落札者の氏名及び住所
（氏名）株式会社新出光 九州支店 西九州エリア エリア長 小森 康行
（住所）長崎県長崎市御船蔵町2番3号
- 7 落札価格 123,180円（1キロリットル当たり単価（消費税含む））
- 8 入札公告日 令和7年7月25日
- 9 落札方式 最低価格

落札者等（県央地区）（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和7年9月12日

長崎県交通局長 太田 彰幸

- 1 購入品目及び予定数量
軽油 458キロリットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）
（住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1
（電話）095-822-5141
- 3 調達方法 購入等
- 4 契約方式 一般競争入札
- 5 落札決定日 令和7年8月22日
- 6 落札者の氏名及び住所
（氏名）株式会社新出光 九州支店 西九州エリア エリア長 小森 康行
（住所）長崎県長崎市御船蔵町2番3号
- 7 落札価格 123,730円（1キロリットル当たり単価（消費税含む））
- 8 入札公告日 令和7年7月25日
- 9 落札方式 最低価格

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
二二一
二二一
四一

印刷所
印刷人
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト
クイック
プリン
ト